

国官参宅第26号
6農振第1616号
6林整治第780号
令和6年8月30日

都道府県・指定都市・中核市
盛土規制担当部局長 殿

国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
林野庁森林整備部治山課長

宅地造成及び特定盛土等規制法におけるデジタル技術の活用について
（技術的助言）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）におけるデジタル技術の活用については、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）第8その他の留意事項（2）電子情報処理組織を使用する方法による申請等において技術的助言として通知したところですが、最近の情勢に鑑み、下記についても留意した上で、適切な運用をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の関係市町村に対し、本通知の内容を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

○監督処分に係る公示の方法に関する留意事項

法第20条第5項又は第39条第5項において、監督処分に係る災害防止措置を都道府県知事が自ら講ずる場合（行政代執行）は予め公告しなければならないこととされており、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第38条において、その公告の方法を「公報その他所定の手段により行う」ことなどと規定しているが、この「その他所定の手段」とは、インターネットによる公開等のデジタル技術を活用した手段をいう。

以 上